

三、俸給生活者及商業労働者。

法律的保護の乏しきことに於て彼等も亦極めて貧弱なる境遇に措かれて居るものである。殊に商業労働者の如きは家族制度の誤れる觀念に捉はれ若しくは強制され主人及至上役によって、著しく其の政治的自由を奪は選擧戦に當つても、その一票の行使は兎角其の良心に違叛しがちである。

此の方面にも吾党各支部は極力、「組織」のために努力せねばならぬ。俸給生活者組織体として吾党を支持するものに俸給生活者協會があるが、各支部はその支部所在地に於て出来得る限り俸給生活者協會支部の設立に向つて極力奮闘すべきである。且つまた商業労働者の組織に對しても充分の活動を期待するものである。

四、小賣商人

資本主義經濟の高度化と共に却賣商人、及百貨店其他の圧迫は益々彼等を貧窮化する、而も他方に於て労働者以上の勞役に喘ぐ彼等は國稅、地方稅の重荷の身に殆ど圧死せしめられんとしてゐる。吾党は彼等の負擔の軽減と吾党戰綫への誘引とのために極力奮闘せねばならぬ。

三、農民組織に就いて

今日の農民の生活が如何に苦しいものであるか、その置かれて居る境遇の貧弱から齎らされる無智のために如何に地主及び既成政黨のよき喰物とされてゐることか、例へば先年臨時國民經濟調査會の發表せるところに依れば米一石の生産費に於て、

小作人は五十五円六十六銭七フを